令和６年（行ウ）第５号　国土交通大臣が沖縄県知事に代わって行った埋立地用途変更・設計概要変更承認処分の取消請求事件

原告　東恩納琢磨　ほか２９名

被告　国（処分行政庁　国土交通大臣）

要旨陳述

（原告ら第４準備書面について）

２０２５年３月５日

那覇地方裁判所民事第１部合議Ａ係　御中

　　　　　　　　　　　　原告ら訴訟代理人弁護士　川津　知大

原告ら訴訟代理人川津より、原告ら第４準備書面の要旨を陳述します。

１　本書面では、原告らに原告適格が認められるべきであることに関連して、濁り水の流出により海洋環境が悪化していることを明らかにする報告書の提出と共に、原告らの主張を述べるものであります。

２　埋立工事では、海底の砂が必然的に舞い上がるなどして、濁り水が発生してしまいますが、これが埋立区域外に流出すると、海洋環境に重大な悪影響を及ぼし、生態系を破壊することになります。  
　しかし、大浦湾では、通常行われるべき濁り水流出防止策が行われておらず、現に大量の濁り水が流出してしまっています。  
　今回提出した報告書は、様々な土木工事を経験してきた１級土木施工管理技士である奥間政則氏が作成した、大浦湾の埋立工事における濁り水流出問題を的確に指摘した報告書です。

　　本書面では、本報告書の概要を主張していますが、本報告書は、大浦湾の埋立工事が如何に杜撰に行われているのか、これにより大浦湾の水質が悪化している様子がよく分かるため、裁判所におかれては本報告書の隅々まで目を通して頂きたいと思います。

３　さて、報告書では、濁り水流出の問題について、主に①汚濁防止膜が機能していないこと、②局部的な汚濁防止膜や汚濁防止枠も機能していないこと、③SCP（サンドコンパクションパイル）工法による地盤改良時の汚水流出問題、④捨石や赤土の問題について指摘がされています。

まず、①の汚濁防止膜が機能していないことについてです。

この点は、大浦湾の埋立区域に設置された汚濁防止膜が、埋立区域を囲うものになっておらず、さらにはどんなに水深が深くても海上から７メートルの位置までしか膜が降ろされていないという点が指摘されています。

次に、②の局部的な汚濁防止膜や汚濁防止枠も機能していないことについてです。

局部的な汚濁防止膜に限って見れば、海底まで膜が降ろされている箇所もあるものの、例えば、Ａ護岸の杭打ち工事では、膜の下部に重りが付けられているだけで、これが海底に固定されているわけではありません。そのため、潮の流れによって、膜がめくりあがることで「ふかれ」という現象が発生し、そこから濁り水が現に流出していることを指摘しています。

次に、③のSCP（サンドコンパクションパイル）工法による地盤改良時の汚水流出問題についてです。

沖縄防衛局が作成した技術検討会資料２の１５７頁に記載されている図（報告書の図４３参照）では、SCP工法によって盛り上がった土に何らかの処理をすることの記載もなく、盛り上がった状態で形が保たれることが想定されている。

同図４３の上部の黄色く着色された部分がSCP工法によって盛り上がった土を指しているところ、６０度の角度で８７ｍの高さまで盛り上がった土が、何らの処理もすることなくそのままの形を保てるはずがないのは明らかであります。

盛り上がった土が横に押し出され、ヘドロ状の土が海に広く拡散してしまい、これに伴い海洋環境が悪化することになります。

最後に、④捨石や赤土の問題についてです。

2024年12月4日から海上ヤードの捨石投入作業（図７の上部辺り）が再開したが、現に濁り水が流出していることが確認されました（図２０、図２１、図２３）。また、沖縄防衛局の第３回技術検討会資料には、「岩ズリ」と呼ばれる土砂を使用することとされていますが、実際の工事現場で使用されているものは、岩ズリとはいえない粒子の細かい赤土がほとんどであり、トレミー船を使用しても海に投入した時点で、水中で分解して汚濁が拡散する可能性があります。（図４５、図４６）

４　埋立承認取消によって一旦埋立工事が止まり、辺野古のフロートが全て撤去された際、日本自然保護協会が辺野古側の護岸工事付近を潜って撮影したところ、海藻藻場に泥が堆積して死滅している状況も現に確認されています。  
　本報告書では、大浦湾の埋立工事における濁り水拡散防止のための対応があまりに不十分であり、様々な作業のたびに濁り水の流出が現に確認されているのであって、海洋環境の悪化が進行しているという重大な問題を、客観的に明確にしていますので、改めて、報告書を精読いただきたいと考えています。

５　以上を前提に、今回の主張書面では、仮に何らかの理由で、「本件で原告適格を判定する際には、埋立法４条１項２号のみが根拠法規となり、２号要件は埋立行為のみを射程に置いているから、原告適格も埋立行為自体から生じる影響を受ける者のみに限られる」と考えたとしても、少なくとも原告番号１、同１４、同２０の原告らは「埋立行為自体から生じる影響を受ける者」には該当するということ、したがって、これらの者につき原告適格を認めた上で、速やかに本案審理へと移行すべきであることについて指摘しています。

　　最後に、原告ら第３準備書面の第２・２（３）において、被告の方で明らかにされるよう求めている事項がありますので、この点を指摘をした上で、私からの要旨陳述とさせていただきます。

以　上